

いて共通理解を得るよう努める。

- ② 教育目標を具体的実践的なものとするため、年度ごとの重点目標を設定し、学年・学級目標との関連を図るなど、実現の場面を見通し、具体的計画の整備に努める。
- ③ 目標達成の程度を具体的にとらえるための評価の計画や方法についての研究を進める。このために各種研修講座等の内容にこれらのことを取り入れていくようにする。

(2) 教育課程

昭和56年度から新学習指導要領による教育課程が実施される。また、昭和56年度の完全実施をめざし、昭和53年度から移行措置が実施される。

このことを踏まえ、今後、次のような点について、計画的に進めていき、新教育課程の趣旨が十分生かされ、実践されるようにしていく必要がある。

- ① 教育課程の基準の改善の趣旨、新学習指導要領の趣旨、内容の理解が十分徹底するよう、教育課程講習会を実施する。
- ② 教育課程の基準の改善のねらい達成のため、教育課程編成に当たって、学校、地域、生徒の実態に即応した、ゆとりのあるしかも充実した指導計画となるよう、計画の整備改善に努める。
- ③ 学校における教育活動が、教師の創意と工夫に支えられ、適切に実践されていくよう、一層研究を進める。このため、教育課程研究指定校の研究を充実させ、適切な情報を提供できるよう努める。

(3) 教育方法

- ① 指導目標に対する到達度合を確め、個人差に十分配慮して常に最適の指導法が実施されるよう努力する。特に未習得の内容については、特別の方法を工夫して指導に当るよう各種研修会等の指導に当たる。
- ② 一人ひとりの生徒に、基礎的・基本的な知識や技能が確実に習得されるよう、指導力の向上をめざし、研修会の充実を図る。また、中学校教育研究会等の研究活動に対する指導・援助を更に推進する。
- ③ 学習指導要領の改訂に対処して、その目標を明確にとらえ、各教科、道徳、特別活動の目標を達成するための適切な指導法について研究を進める。
- ④ 教育機器がますます授業に取り入れられる方向にあることを踏まえ、効果的な活用についての研修の充実を図る。

(4) 学習の評価

- ① 授業における指導目標を明確にするとともに、評価が適切に行われるよう、学習指導計画の整備充実を努める。
- ② 評価が、教師の指導を反省し、生徒自身に対しては自己学習に結びつけるようにするため、その方法等について研究を深める。
- ③ 形成的評価を重視し、適時生徒にフィードバックし、生徒の理解を確かなものとするよう努める。

(5) 生徒指導

- ① 生徒が学校生活に適応し、自己実現のために積極的に努力するよう適切な指導に努める。こ